

大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市道路占用料条例（昭和28年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に、「同項第8号」を「同項第3号」に、「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

第2条 大阪市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「第2条第1項に」を「第2条第11項に」に、「一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業」を「ガス事業（同条第2項に規定するガス小売事業を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から第5項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の大阪市道路占用料条例の規定は、平成28年4月1日以降の占用許可期間中の占用料について適用し、同日前の占用許可期間中の占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大阪市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、同条の規定の施行の日以降の占用許可期間中の占用料について適用し、同日前の占用許可期間中の占用料の額については、なお従前の例による。
- 4 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）に係る改正後の条例第3条第1項第5

号の規定の適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第22条第1項の義務を負う間、同号中「ガス小売事業を除く。）」とあるのは「ガス小売事業を除く。）」又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業」とする。

- 5 改正法附則第28条第1項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者（以下「旧簡易ガスみなしガス小売事業者」という。）に係る改正後の条例第3条第1項第5号の規定の適用については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第28条第1項の義務を負う間、同号中「ガス小売事業を除く。）」とあるのは「ガス小売事業を除く。）」又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第1項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業」とする。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

道路の占用料の減免の対象となる工作物、物件又は施設の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市道路占用料条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(占用料の減免)

第 3 条 市長は、次に掲げる工作物、物件又は施設については、占用料を免除する。

(1) - (4) 省 略

(5) 水道法 (昭和32年法律第177号)、工業用水道事業法 (昭和33年法律第84号)、下水道法 (昭和33年法律第79号) 又はガス事業法 (昭和29年法律第51号) の規定に基づき設けられた水管 (水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管若しくはガス管 (ガス事業法第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。) を各戸へ引き込む地下埋設管及び電気事業法 (昭和39年法律第170号) 又は電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) の規定に基づき設けられた電線 (電気事業法に基づくものにあつては同法第 2 条第 1 項第10号に規定する電気事業者 **第17号**

(同項第 8 号に規定する 特定規模電気事業者を除く。) がその事業の用に供するものに、電 **第 3 号** **小売電気事業者**

気通信事業法に基づくものにあつては同法第120条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。) の各戸引込線

(6) - (9) 省 略

2 - 3 省 略

大阪市道路占用料条例（抄）

（第2条による改正関係）

（占用料の減免）

第3条 市長は、次に掲げる工作物、物件又は施設については、占用料を免除する。

(1) - (4) 省 略

(5) 水道法（昭和32年法律第177号）、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、下水道法（昭和33年法律第79号）又はガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づき設けられた水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管若しくはガス管（ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する第11項 ガス事業（同条第2項に規定するガス小簡易ガス事業）の用に供するものに限る。）を各戸へ引き込む地下埋設管及び電気事業法（昭和39年法律第170号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づき設けられた電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）の各戸引込線

(6) - (9) 省 略

2 - 3 省 略